

# 透明で民主的な政策決定システムのあり方

1997年2月28日

## 目次

はじめに

現状認識

今後の政治改革のあり方

むすび

## はじめに

戦後の政治・経済・社会体制を規定してきた、所謂「55年体制」と「開発主義体制」(注1)という2つの枠組みからの脱却が唱えられて久しい。90年代に入り、本格化したかに見えた構造改革論議は、まさにこの問題に対する取り組みであった。第2次橋本内閣が発足してから、構造改革に関する試案・成案を得るための組織体制について提案が出され、議論が活発に行われるようになった。にもかかわらず、多くの参加者の胸中に、構造改革はどこまで実行可能なのかという不安が存在していることも認めざるを得ない。

構造改革のためには、まず民間主導による真の市場経済体制を確立し、官民の役割分担を明確化すると共に、小さな政府を実現することが先決である。さらに、危険な状態にある国家財政を立て直し、足もとを固め、我が国が内外の時代の要請に従うことが出来るように体制を造り変えなければならない。この作業は従来とは違った考え方、それによる新しい措置、機構、制度を求めるため、官民に多大の努力と、場合によっては苦痛をももたらすであろう。

解決すべき個別の課題を列挙すれば、公共事業費の増大等の縦割り主義の弊害により膨張する財政赤字、急速な高齢化社会の到来がもたらした社会保障負担の急増、高コスト構造に基づく内外価格差などがある。これらの課題の解決は、日本の社会システム全体の改革を要求せずにはおかない。例えば従来の単年度予算制度に立って、増収を増やし歳出をなるべく増やさないようにする、という方法では、長期にわたって景気は停滞し、その結果増収に大きな負の要因を作ることになる。既得権益擁護即民主主義という風潮の中で、例外なき構造改革を実現するためには、国民の深い理解と全面的な支持が必要である。

つまり、これらの問題を根本的に解決するには、国民が認める国家としてのグランドデザインが求められる。経済界が要求している規制緩和、市場原理の貫徹という主張は、この「新しい国家」の建設と一体のものとして理解されたとき、はじめて国民的同意を獲得するであろう。このデザインが、国際社会に理解され、共感を得るものでなければならないことは言うまでもない。構造改革はグランドデザインに沿って進められるべきであり、本提案の目的である政策決定システムの改革を柱とした政治改革は、構造改革のための中心的手段と位置づけられるのである。

現在の政策決定システムは「55年体制」の崩壊後、更に国民の目に見えにくくなってきている。真に我が国の構造改革を実現するためには、行政改革、税・財政改革等の推進のみならず、透明で民主的な政策決定システムを構築する更なる政治改革が

必要である。政治がリーダーシップを取って、グランドデザインに基づいた各改革を強力に推進していくことが、構造改革の実現に最も重要である。

行政改革についても、行政改革とは何か、何故必要なのかの議論が、技術論や狭い意味の経済政策論に限定されることなく、また自己目的化した組織論としてでもなく、今日の国際的、国内的な状況の中での、あるべき我が国の姿からの行革論としてまとめられていくのでなければならない。行革論議は、手段合理性追求のレベルから、グランドデザインを提示することによって、より高いレベルへと置きなおさなければならないのである。

本委員会が「透明で民主的な政策決定システムのあり方」という提言をまとめたのも、このような視点からであって、「政治にもの申す」式のこととしてではない。構造改革の一翼を担うべき経済界の一員としての立場から、政治改革のより一層の進展を目指してのことである。政治がリーダーシップを発揮して、政策を決定し実行できる体制を作ることができるか否かが、構造改革の成否を握っている。そのためには、政策を審議・決定する場としての国会の改革も、1票の格差是正を柱とした民意を反映する選挙制度のあり方も、リーダーシップを発揮できる政治のあり方なども必要な検討事項だと考える。

## 現状認識

### 1. 政治改革の成果

#### (1)小選挙区比例代表並立制

小選挙区制導入の前提であった政策論争は、選挙期間について見れば、充分実現されたとは言い難い。しかし、選挙後は以前に比べ各政党が政策を明らかにし、それを巡って論争が活発化している傾向が見られることは評価できる。

一方、小選挙区制と比例制とを並立させた結果、復活当選などいくつかの問題が指摘されている。しかし、問題が構造的なものか、若しくは政治が過渡期であるがために露呈した問題なのかが未だに不明瞭であり、今後数回の選挙を通じて現在の制度を検討し、必要に応じた改革を行っていくことが重要である。

但し、その論議は民意を可能な限り正確に反映させることを目的とし、特定の政治勢力に有利であろうとする意図によって、導かれてはならない。今日のような価値の

多元化の時代にあっては、数の論理だけではなく、然るべき政策に基づいたリーダーシップが発揮されることが、重要になってきていることを確認しておきたい。

## (2)政治資金

カネのかかる政治や利益誘導型政治を根絶するため、政治改革4法が成立した。そして、政治資金規正法改正法は、政党政治の確立を目指し、政治家中心の資金の流れを政党中心に、また腐敗防止の観点から、企業中心の政治献金を個人献金中心に改めることにその目的があった。しかし、今年の政治資金収支報告を見ても、依然として企業献金が政治資金のある一定部分を占め、個人献金は微増に止まり、企業等団体主体の献金の構造に変化は見られない(注2)。

## (3)1票の格差

1票の格差の具体的問題点としては、95年度の国勢調査の結果により、最大格差が2.31倍まで拡大し、60選挙区において2倍以上の格差が認められたことが指摘される。さらに、逆転現象は6都道府県間で発生している(注3)。

これについては、内閣総理大臣への勧告権限を持つ「衆議院議員選挙区画定審議会」が検討を行った結果、「人口の著しい不均衡など特別な事情」に当たらないとし、勧告を見送った(注4)。民主政治を確保するために、同審議会の役割は重要であり、同審議会設置法で、「最大格差は2倍以上とならないことを基本とする」と明記されているにも拘わらず、その主張が実行されなかったことは、審議会の存在自体を疑問視させる。

1票の格差が政治への参加意識を低下させていることから、1票の格差是正は投票率の向上のためにも極めて重要な問題である。

## (4)選挙制度と運営に関する点検・勧告機構の問題

選挙制度に関して問題のある点については、法律の改正まで視野に入れた改革に取り組まなければならない。その際重要なことは、選挙制度とその運営に関して客観性と権限を持って点検を行い、さらに然るべき勧告を行い得る機構の役割である。選挙制度については、「選挙制度審議会」と「衆議院議員選挙区画定審議会」の2つの審議会が存在する。しかし、今回の「衆議院議員選挙区画定審議会」の決定にも見られる通り、機能、権限の面で問題があり、独立性の確保が必要である。

## 2. 連立政権の結果

93年の細川内閣成立以降、連立政権の時代を迎えた。共産党を除く全党が過去3年間で政権を担当した結果、これまで以上に各党が政策を前面に出して論争をする傾向が生まれてきた。しかし、候補者が有権者の顔を見ようとした結果、かえって有権者の本当の希望、理想、生活意識が見えなくなり、結果として各党とも有権者に一見おもねた、同質の政策が掲げられることになった。選挙の際も、細部についての論争しか行われず、結果として有権者の政治への関心は高まらなかったのである。屢々「外交は票にならない」「大義名分より、ミクロの日常的利害の追求こそ」と言われるけれども、これは本当に有権者の意識を反映している意見なのだろうか。もし、そうだとすれば、有権者の意識は低いと言わなければならない、そのような有権者に覚醒を促すことこそ、政治のリーダーシップではないか。

一方、連立政権が出現した結果、政策決定機能が低下し、そのために行政の突出を印象づけてしまったという批判がある。これは一面の真理を突いていると言えるが、今日の時点で、構造改革の必要性についての認識が深まったこと、また長い間の懸案であったウルグアイラウンドが成立したこと、第2次世界大戦後50年にして、はじめて我が国の戦争に対する基本認識を明らかにする意見表明が見られたこと等は、各々の政策についての評価は様々であるが、ポスト55年体制下における政治意識の変化を微妙に反映していた事柄であったように思われる。問題は、連立政権という形態をも含めたこれらの変化を、より一層民主的で透明な政治過程へと導き得るか、政治の質の低下としてしまうかであろう。

もし、強い政府を待望するナショナルな思想に基づく主張の中に、55年体制への郷愁が含まれているとするならば、これは我が国を国際的孤立に導く主張と言うべきであろう。連立政権の問題を、このような要因にまで掘り下げて論議する必要がある。

## 今後の政治改革のあり方

### 1. 選挙制度

全体としての政治改革のなかで、選挙制度は国民の総意を裏付けるものとして特に重要である。どんな選挙制度も、運用を誤れば、欠点が目立ってくる。この中で早急に是正すべきは、議会制民主主義の基本原則である投票価値の平等を確保するための1票の格差問題である。さらに現時点において選挙制度を論ずるとすれば、重複立候補を一定の枠に制限すること等、細部における調整にとどめるのが望ましい。

#### (1) 民主主義を貫徹する意味での1票の格差是正

選挙制度を考えた場合、議会制民主主義の基本的原理である投票価値の平等が確保されるべきであり、非人口的要素を考慮し、立法府の自由裁量を認めたとしても、所謂1票の格差は1.5倍未満を目指すべきである。

各都道府県別の小選挙区の数、衆議院議員選挙区画定審議会設置法において「まず、各都道府県に1を配分した後、残余の定数を人口に比例して各都道府県に配分して得た数とする」という方法で算出している。この不均衡の原因である「まず、各都道府県に1を配分」という規定を見直すことが必要である(注5)。

そして5年ごとの国勢調査(10年ごとの大規模調査と中間年の簡易調査とも)の際、1.5倍以上の格差のある選挙区が生じた場合、直ちに区割りを自動的に変更できる仕組みを講ずるべきである。

## (2)政治・行政より独立した選挙制度の点検・勧告機構の設置

選挙制度及びその運営に関して点検・勧告を行う機関は、独自に自らの良識により選挙制度についての改正勧告ができるよう、両院議長の下に設置される独立機関とすべきである。具体的には「選挙制度審議会」を独立、改編、強化し、選挙制度を柔軟に改革できる常設機関とすべきである。

1票の格差是正のためには、この機関が1.5倍以上の格差が生じた時には、1.5倍未満に格差を抑えるよう、区割り変更の勧告を議長に行うことを義務づける。さらに議長は勧告に従い、即座に区割り変更実施のための法改正を行うよう、国会に指示することを制度化することが必要である。

## (3)低投票率についての是正措置

また、民意を反映していると主張するのに不安を感じるほど、低い投票率で当選が決まった際に、再度民意を問うような再選挙の制度などが検討されるべきである。

具体的な是正措置については、投票権の行使は、国民の権利であると共に、義務でもあるとの観点から、公職選挙法で、有効投票の1/6以上と定められている小選挙区の当選人資格を、有権者数をベースとするよう改定し、投票率が低く、当選人が決定できない選挙区においては、何度でも選挙を繰り返すという方法が一案である。これは有権者の選挙に対する意識を高める工夫の一つとなり得る。

## (4)重複立候補

小選挙区比例代表並立制の重複立候補について、惜敗率の高いものが、比例区で当選するという仕組みは、小選挙区での死票を可能な限り少なくするという意味で、十分評価されるべきである。しかし、例えば小選挙区で法定得票数すら満たしていない候補者の当選の見直しなど、有権者からみて納得性の欠ける部分についての見直しは進めるべきである。

具体的な見直しについては、比例区単独候補の存在意義に鑑み、比例名簿順位において重複立候補者は比例区単独候補より下位に位置づけ、かつ名簿順位の差別化をせず、惜敗率のみで当落が決定される同一順位とすべきである。

また比例単独候補の名簿順位の決定については、有権者にとってわかり易い透明性の高い公平なルールを確立させることが重要である。

## 2. 政治資金

政治資金規正法改正法は、施行5年後の99年に、個人献金の拠出状況と政党財政の状況とに鑑み、企業等団体献金のあり方を見直すとしているが、経済同友会では、かねてより同年に企業献金を廃止する方向で検討を重ねてきた。我々は、政治と企業が透明かつ開かれた公正な緊張関係を形成するために、99年の企業献金の完全廃止に向けた検討を続けたい。

そのためには、まずカネのかからない政治を実現するための方策が検討されなければならない。併せて、これまでの税制上の優遇措置に加えて個人献金を増加させる仕組みを検討する必要がある。更に、よりよい政治を国民が創るという発想に基づき、政党交付金については、その大部分が政策立案活動のために活用されることを再確認しつつ、基本的なあり方について、検討を継続することが必要である。

このことは、透明な資金が政界に提供されることによって、政策検討が充実し、国民の政治に対する無関心が大幅に是正されることと関連している。なお、政治資金が本来の政治目的にどのように使われたかについての、情報公開制度が確立されるべきである。

## 3. 国会の改革

### (1) 二院制の意義に鑑みた衆参両院の総合的な改革

衆参両院は共に政策を立案し、討議に付する権限を有しているが、その果たすべき役割に自ずと違いがあることにより、二院制の意義がより一層適確に人々に認識さ

れることが望ましい。その見地に立つならば、衆議院が選挙制度の改革によって、過半数の代議士が小選挙区で選ばれるようになったことを受けて、従来よりも更にグローバルな視点で、長期を展望した政策論議が行われるようにするには、どのような改革が衆参両院の関係において必要なのか。我が国の二院制の特色を活かした、この問題の本格的な検討が急がれる。

## (2)運営の改革

### 非公式な事前調整の位置づけ

国会空洞化の原因と言われるいくつかの事柄の中に、政策論議抜きの「国対政治」と呼ばれる行動様式がある。これは55年体制の下においては、必要に迫られて生まれた方式であったと思われる。しかし、この与野党間の非公式な事前調整が今後も過度に行われるならば、全てがここで決められてしまうかのような印象を有権者に与え、国会に於ける、委員会や本会議の場において堂々と意見が戦わされ、実際の決定が討議を通じて結論づけられるという、議会制民主主義のシステムが形骸化してしまう。

このことは、諸種の制度改革の基礎にあるべき国会のカルチャーの変革にとって重要である。もし不透明な折衝が横行するならば、法案の議員提出制度も、ディベートを映し出すべき国会テレビの導入なども、十分に機能し得ない恐れがある。重要な政策に関する決定のプロセスが、国民の前に明らかにされるよう、事前調整がより開かれた場で行われるべきである。

### 審議の活性化・効率化

現在国会での議論を、有権者から見てわかりにくくしている制度を改め、国会議員が自由に討論できるような体制に改革すべきである。そのためには審議の過程に関して、本会議、各委員会等各会合の位置づけを明確にし、それぞれの段階で積極的な討議が行われることが必要である。

また、審議の活性化・効率化を図り、政策論議という国会本来の機能を実現するためには、通年会期制を導入する必要がある。その際、併せて国会会期中に海外で開催される重要な国際会議などに閣僚が出席できる仕組みを、制度化すべきである。

#### a)審議手法の改革

審議手法の見直しの柱は、国会議員同士が政策について、自由闊達に議論をするということである。国会議員による議論を活発に展開するために、各委員会における政府委員制度を廃止し、答弁者は所轄大臣、あるいは政務次官とすべきである。これは国会会期中は行政担当官が国会に拘束され、行政サービスが遅れがちになるといった問題の是正にも有効である。

今までの答弁は、野党の質問に対し政府側が答えるという質疑応答形式で、政府側には反論権がなかった。政府側に反論権を認め、かつ野党側は政府の提案に対する対案を提示することにより、一方通行ではない、双方向の活発な議論が可能となる。

具体的には、縦割りの弊害に陥っている省庁別の委員会制度を、個々の問題に実践的に対応し得るよう、プロジェクト型委員会制度とする。あるいは、現在法案の審議については採決を重視するため一括審議となっているが、これを個々の法案について内容を詳細に議論をする審議に改めることなどが検討されるべきである。

#### b) 党議拘束のあり方

我が国の特徴である強い党議拘束は、そもそも国民の代表である国会議員の意思をあらゆる分野についてひとつの考え方に一致させるということから、事前調整と並び国会空洞化の原因となっている。従って党議拘束は党綱領や公約に関わる案件など、政党を形成する上で基本となる必要最低限のものに限るべきであり、そのためにはまず、案件に応じて緩和、あるいは党議を離れて自由に論議できる方法を考えるべきである。そして、必要な党議拘束を決定する場合でも、その過程が、国民の目に説得力を持って見えていなければならない。

すなわち、政治の世界における情報公開とは、選挙によって国民の負託を受けた政治家が、いかにそれに応えようとしているかを示すために行われるべきである。そのためには、国会の審議過程ばかりでなく、党内における政策決定過程も、その骨格が有権者に納得される状態であることが重要である。これは新しい政治意識を持つようとしている有権者に対する、政党の広報活動としても有益なはずである。党議拘束という措置がこのような党の運動の帰結として行われるならば、有権者は納得するに違いないのである。

c) 国会の透明性の向上 国会での議論を促進し、有権者に各政党間の対立軸が明確になるよう、さらには国民の政治離れを食い止め、政治に信頼を取り戻すために、

国会の議論を広く国民に公開することが必要である。そのためには、議員相互の議論の活性化にも繋がる「国会テレビ」の早期導入を目指すべきである。

d)国会運営の効率化 国会において審議を最重視し、採決そのものを効率化するため、参議院ではすでに導入が決定されている「押しボタン式投票」を衆議院においてもできるだけ早く導入することが必要である。

#### 4. 政治のリーダーシップの向上

##### (1)内閣の権限

###### 首相のリーダーシップの強化

内閣法により、行政権は内閣に属し、各閣僚により行政権が分担管理されており、首相は閣議の決定に基づき各閣僚を指揮・監督できるとされている。閣議は事前の事務次官会議で全会一致で決定した案件について審議し、さらにここでの決議のためには閣僚の全会一致が必要とされている。制度上首相は、閣僚に対する任免権を持ち、首相の方針に反対する閣僚を罷免し得る権限を持つが、実際はこの権限を行使することはほとんどない。つまり、首相は事務次官会議で決定した案件についてのみ指揮・監督できるということになり、非常に限られた権限であると考えられる。

行政改革のような各省庁の既存の権限に抵触するような案件は、このような制度では論議しにくいことになる。従って、討議すべき事案については、首相がよりいっそうのリーダーシップを発揮できるような方策を検討すべきである。

具体的には、閣議での全会一致の原則を撤廃する必要がある。そのためには、憲法 66 条「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う」に基づき閣議での全会一致を必要とするという内閣法制局の解釈を見直すべきである。また、内閣法 6 条「内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基づいて、行政各部を指揮監督する」とあるのは、首相の権限を制限することになりかねないので、その表現の見直しを検討すべきである。

###### 官邸機能の強化

行政の縦割り主義の弊害については、大きな問題とされており、この排除は行政改革の柱である。行政改革を側面から促進するために、官邸が各省庁の意見の調整をスムーズに行えるよう、さらには首相が諸問題についての判断を下す際の然るべき

サポートとなるよう、内閣五室を機能強化するなどの環境を整備することが必要である。

## (2)議員立法の強化

議院内閣制においては、租税制度、社会保障制度など制度の根幹をなすような問題については内閣提出法が基本になってきた。しかし、複雑な社会ニーズを反映させるため、あるいは行政改革など行政の発想では立案しにくい分野の問題については、縦割り主義に陥らない議員の自由な発想による議員立法が期待される。また、政策に精通した議員が多くなれば、当然議員立法も増加しよう。さらに議員立法においては答弁は議員と議員に限定されることから、国会での議論を活性化することにも寄与する。このことが、官主導の政策決定から政治主導の透明で民主的な政策決定への過程であると考えられる。

議員立法を増加させるためには、議員の政策立案能力の強化と、議員立法を補佐する国会事務局の機能強化が必要となる。

### 政策立案能力の強化

まず各政党内において、議員と事務局の両面にわたり、政策立案能力の向上を図ることが必要である。そして、与野党ともに、行政のシンクタンク機能を利用できる枠組みを作り、加えて民間研究機関の政策研究をも活用することが有効である。

官庁の再編論議の中に、政策官庁と執行官庁を分類する案が散見されるが、いずれにしても各官庁に、与野党いずれも透明な環境の中でアクセスできる仕組みを、講ずることが重要であると考えられる。また、人材交流という観点から、民間研究機関と各政党間の相互の出向者の派遣という方法も検討すべきである。

### 議員立法提出要件の緩和

予算を伴う法律案は50人以上、それ以外の法律案は20人以上の賛成者の連署が議員立法の提出要件であるが、現状は政党提出の意味合いが強く、政党の党議拘束が強く反映されている。議員立法を増加し、国会での審議を活性化させるためにも、議員立法の提出要件は緩和されるべきである。

### 立法補佐機関の機能強化

議員立法を活性化させるためには、議院法制局、国立国会図書館、常任委員会調査室などの立法補佐機関の人員の増員など組織・機能を拡大・強化すべきである。これらの機関の人材の補強を官庁出身者にて行う場合、三権分立の基本理念に抵触しないよう、出向などの人事交流ではなく、完全な転籍といった措置を取るべきである。

### (3)情報公開の推進

国の情報公開法も制定の目処が付いた。行政情報が公開されることは、透明な政策決定プロセスのためにも重要なことである。行政情報の公開により、議員立法などの政策立案に関して政治のリーダーシップが高まることが期待されよう。同法が立法化の過程において、その本来の趣旨から逸脱されることのないよう、監視していく必要がある。

行政に次いで政治についても情報公開が推進されることが望まれる。政治については、政策決定プロセスの透明化が最重要であり、今後、官主導から政治主導の政策決定へと移行するに際し、不透明な事前の政策協議等の排除により、透明で開かれたプロセスにおいて政策決定が行われることが重要である。

各政党も公党として、党内における政策決定プロセスや政治資金の収支に関する情報公開を積極的に推進することが不可欠である。

## 5. 政治改革推進のために

### (1)司法

民主主義における三権のうち、司法の政治・行政へ消極的な姿勢が認められる。具体例では、衆議院の選挙区の1票の格差に関して、司法は立法府の裁量を大幅に認め、概ね「3倍以内の最大格差」を憲法で許された範囲であると判断していると考えられる(注6)。しかし、三権分立を確保し、平等選挙という根本原理を守り、民主政治を支える重要な権利である「選挙権及び投票価値の平等」を確保するために、厳格な司法の審査が求められている。

司法は、統治行為論や事情判決などからも、政治・行政に大幅な裁量を認めた判決を下してきたとされている。しかし本来、立法・行政・司法の三権は対等な関係にて統治機構を組織しており、とりわけ立法と司法がお互い切磋琢磨して政策の遂行・監視をするということが、法治国家の原則である。よって司法は政治・行政の大幅な裁

量を認める消極主義から、本来の役割である厳格な審査を行う積極主義への転換が不可欠である。

(2)行政 透明で民主的な政策決定プロセスの構築を目指した政治改革とは、国民がその権利を負託した国会において、透明なプロセスに基づき重要な政策決定がなされることを目的としている。すなわち、政策決定プロセスへの行政の過度で不透明な介入を排し、政治がその責任において、国会にて意思決定を行うということである。その意味で、どんな政治家を選んでも、行政のあり方が変わらないようであるならば、国民の政治への意識は高まらず、政治改革が全うされることはないであろう。今、行政に求められているものは、自らの襟を正し、国会において決定された諸施策を、真に国民の利益と福祉の向上のために、具体的に実施することである。

### (3)経済界

55年体制の下にあって、経済界は国民政治協会を設立し、個々の陳情に絡む政治献金ではなく、政策の基本への賛意の表明の一環として、政治への資金の透明度を高めようとしてきたのであった。しかし、東西冷戦の解消を背景とする55年体制の終息、多党化時代の出現は、従来のこの方式の変更を要求している。その過程で顕在化した、『鉄のトライアングル』の否定的側面は、企業の政治献金のあり方について鋭い問題提起を行っている。

政治資金規正法改正法では、99年の企業等団体献金の見直しを定めており、経済同友会においても、同年に企業献金を廃止する方向で検討を重ねてきた。企業献金を廃止するためには、政治にカネのかからない方法を構築すること、及び企業等団体献金に代わる透明性の高い資金を提供すること、という2点が前提とされなくてはならない。

従来の献金に代わる経済界の新たな政治への協力のあり方として、政党の政策立案能力向上への寄与という方法が考えられる。このためには既存の民間の研究機関の活用をベースに、政策研究センターのような機構を作るべきであるとの主張もある。いずれにしても、政界と経済界の癒着のない仕組みを作ることが基本となる。さらには経済界のみではなく大学等の研究機関の活用等、政産学の協力体制を積極的に推進し、他方面からの政策論議を活発化させることが望ましい。

一方、政治への監視という役割も忘れてはならない。今後提案される政府の構造改革のための計画を監視し、必要に応じた修正を求めていくことも経済界に与えられて

いる大きな役割である。とりわけ、経済の実状を知る階層として経済政策については、積極的に政策立案に参加、あるいはチェックを行うべきである。

## むすび

昨今の国民の政治への関心が低下している原因のひとつは、政治がわかりにくくなっているためであり、それが「投票率」の低下傾向の背景となっている。すなわち、政治過程が国民の目に見えず、あたかも密室政治のような印象が生まれてしまっていることが指摘できる。今後は、それぞれの過程(法案の採決、主張の変更、人事など)が明快な政治理念に従って行われることがまず必要である。それを実現するために各界が果たすべき役割は大きい。

### 政治家

今般の通常国会では、やや論争が活発化してきているが、さらに各政党は民意の動向を充分把握した上で、政策に対する態度を明らかにし、対立軸が明確になった政策論争を行い、結果としてその主張をわかりやすく国民に伝えたと共に、さらにその責任の所在を明確にすべきである。

その際、国民の関心と政治指導者が迫られている国際社会での役割との間に、大きなズレがあることを考えても、政治家は「知らしめず、よらしむべし」というかつての政治姿勢とは逆に「知らせ、信頼を得る」という民主的な姿勢を取ることが重要である。

### マスメディア

マスメディアは、政治の動きを歴史的な時代の流れの中で捕らえ、今日的な国民の本当の問題意識にそった分析・解説によって、その論点を明らかにし、健全な世論形成を行う必要がある。いささかでも、視聴率・販売部数などの競争に目を奪われて、センセーショナルリズムに陥ることがあってはならない。

### 国民

国政を担う選挙の意義を、国民自らも再考しなければならない。投票権は、国民の権利であると共に義務であることを再認識すべきである。従って、選挙を棄権することは望ましいことではなく、棄権をした者は政治について論評をする資格がないという倫理観が必要となる。

## 経済界

55年体制が続いていた時期、経済人の中に政治については、保守政党に任せておけばよいという考えがなかったとは言えない。このことが結果として、政財の癒着の印象を与えてしまったのではないか。

我々は、このことを反省し、経済人としての立場から、政策に対する論点に関して率直に意見を主張することで、政策論争を活発化させ、わかりやすい政治を促すための役割を果たさなければならない。

さらに、国民の政治への関心の低下という問題については、解決の方策を政治、マスメディアに任せておくのではなく、社会の一員であるとの自覚の下に、社員を手始めにした国民の政治意識の向上に向けた教育・啓蒙活動についても積極的に展開していかなければならない。

いずれにしても、これらの問題を、民主主義の確立という原点に立ち返り、また国際社会に理解され信頼される日本を新しく作っていくという基本姿勢によりグランドデザインを描き、構造改革を着実に実行していくことは、今日の我々に与えられている、21世紀に向けての課題なのだと考えられる。

以上